

海外における実需者の事例

- 海外でも日本食人気・マーケットの拡大に伴い、数百トン～千トン規模で日本産米を調達する中食・外食事業者が存在。
- 今後**コメの輸出を大きく拡大**していくにあたっては、このような**中食・外食需要の開拓が重要**。

百農社国際有限公司（香港）

- 香港において、おむすびや惣菜等（華御結）を販売する店舗を展開。現在、オフィス、ショッピングモール、地下鉄駅構内等に**2021年6月時点で89店舗を展開**。
- **米は全て日本産米を使用（クボタ、農業法人等から調達）**。年間使用量は約**1,000トン**。具や惣菜等についても一部日本国産を使用。店舗の拡大に伴い、**数百トン規模での食味のよい安定した品質のコメの供給を求めている**。



元気寿司（香港・シンガポール）

- 神明の子会社である元気寿司は**香港に79店舗、シンガポールに13店舗等**を展開。（現地法人によるフランチャイズ）
- **香港・シンガポールいずれの店舗においても日本産米使用をPR**。（JA登米（宮城県）が生産する輸出用米（ひとめぼれ、つきあかり）を使用。）
香港における年間使用量は約1,000トン、シンガポールでは約160トン。



日米の水稻栽培法の主な違い

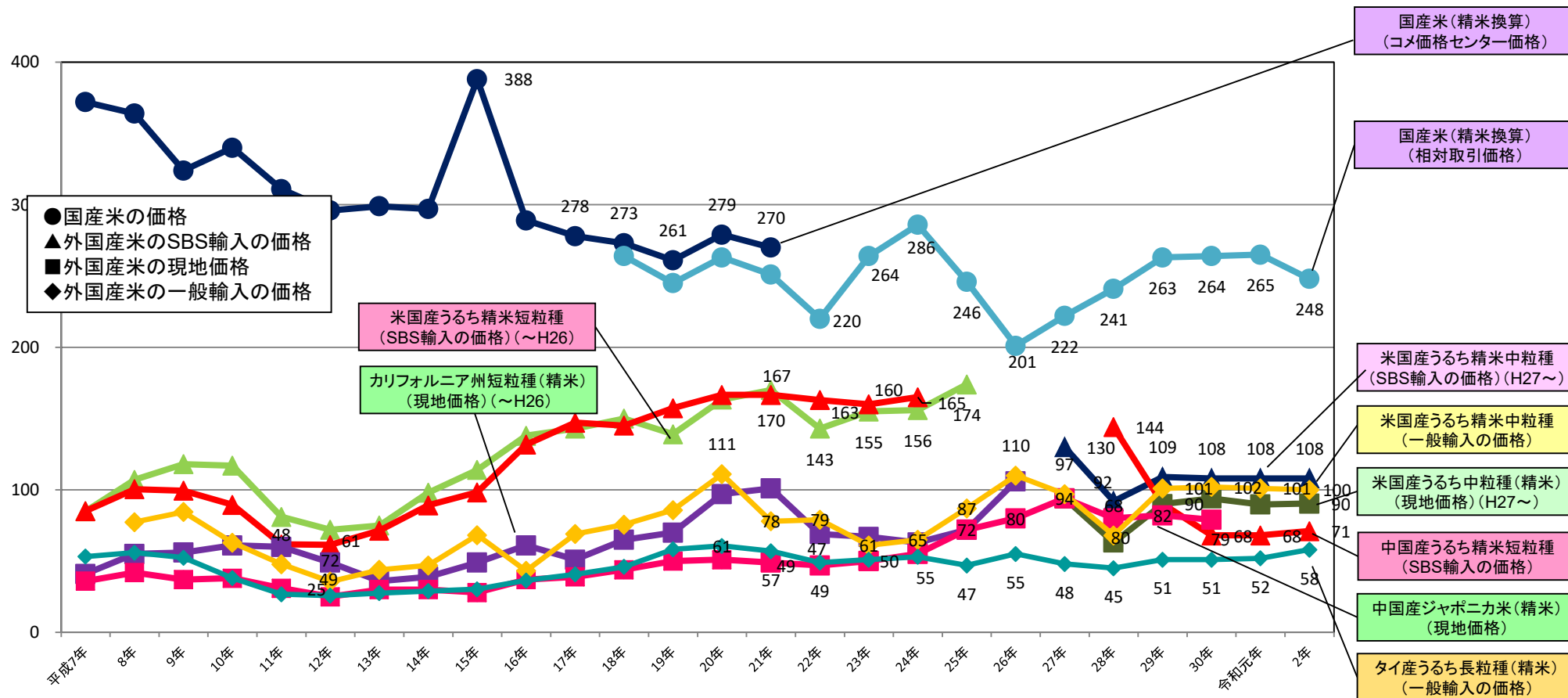
- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稻作付面積 全国平均 1.4ha  北海道 8.2ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

コメの内外価格差

○ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和2年産は出回りから令和3年6月まで))を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度～27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1～10月のデータはなし。

注6: 米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格)。

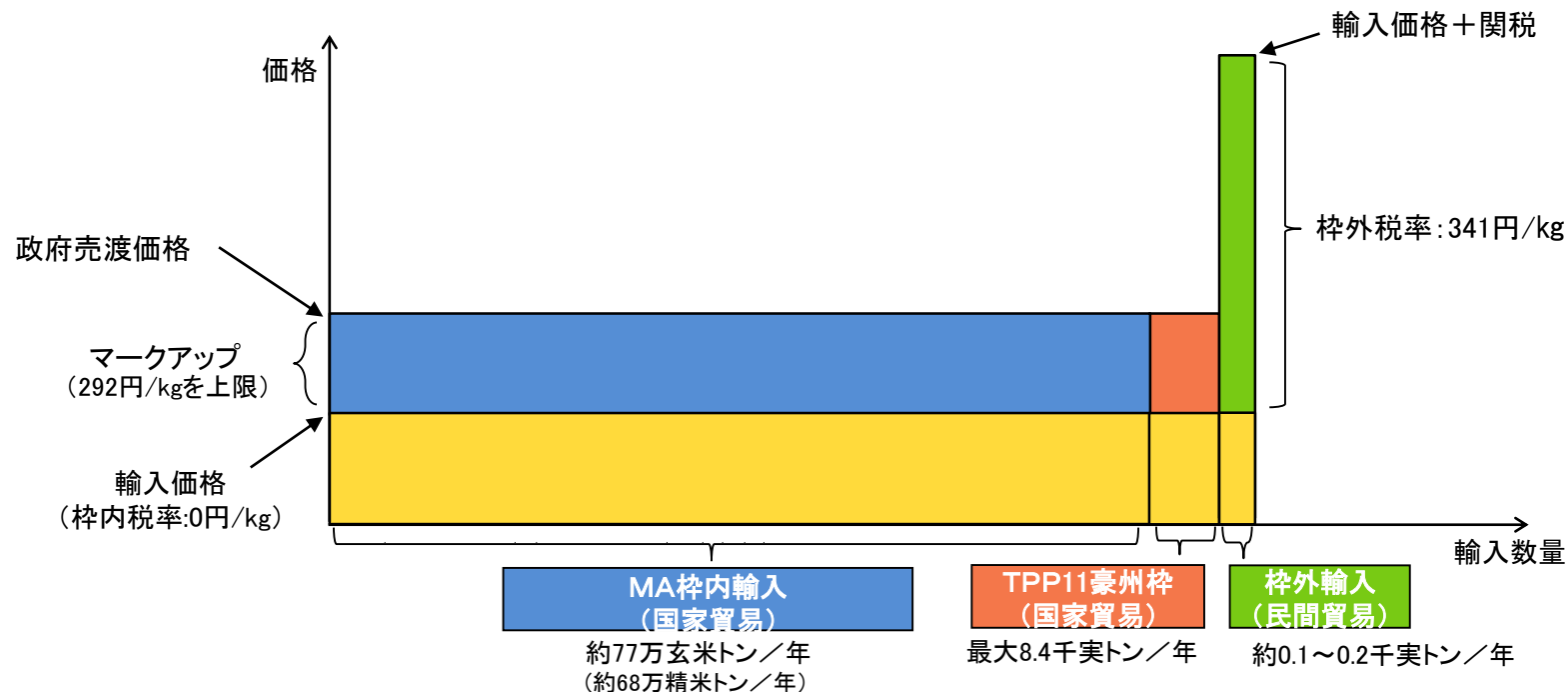
注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業農村発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8: 為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会を提供することとし(ミニマム・アクセス米(MA米))、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売(国家貿易)。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠(関税割当)を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ コメの国境措置



(注) ○ 国を通さない輸入(民間の輸入)については、

- ・ 1998年度までは輸入許可制
- ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)

○ TPP11協定を除く経済連携協定においては、コメについて、関税削減・撤廃から除外されている。

○ TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12~3月分のみ)、2019-2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニмум・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニмум・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニмум・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニмум・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニмум・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

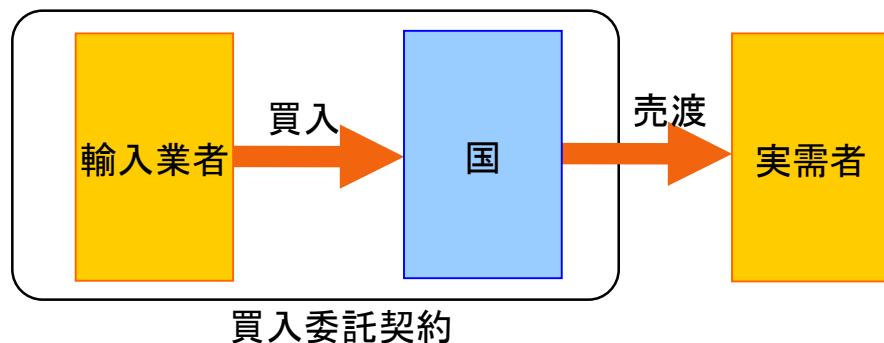
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニмум・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニмум・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニмум・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部(77万玄米トンのうち最大10万実トン)及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。

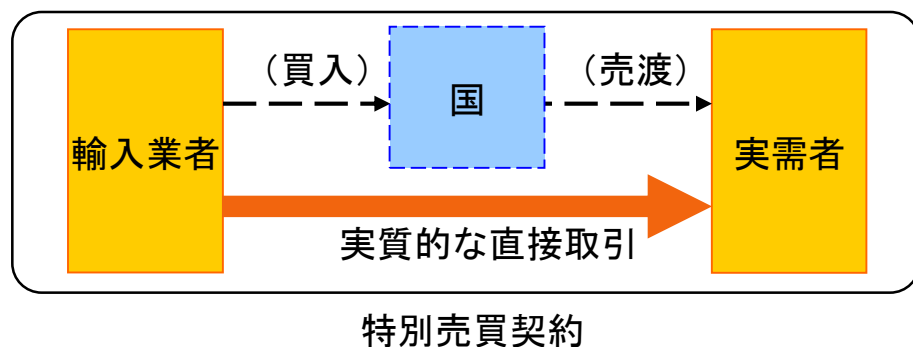
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン－SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	-
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767	696
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
米国	430	358	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360
タイ	261	332	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322
中国	72	71	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70
オーストラリア	-	-	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	-
その他	6	5	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15
合計	769	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	658	655	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699
(うちSBS輸入)※	100	100	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度